

2 弁護士となる資格付与のための指定研修(弁護士法第5条の規定による研修)

弁護士法が2004年4月1日に改正され、司法修習生となる資格を得たものの司法研修所における司法修習を終了せずに企業の法務職に従事した者や公務員となった者、或いは法律学の学者など、弁護士法第5条に定められた一定の資格を有する者について、研修の受講と法務大臣の認定を要件として弁護士となる資格が付与されることとなった。日弁連では、法務大臣の指定を受け、研修を実施している。

司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所等の教官、衆議院若しくは参議院の議員、衆議院若しくは参議院の法制局参事、内閣法制局参事官、大学の法学部等の法律学の教授・若しくは准教授、等の弁護士法第5条第1号に列举された職のいずれかに在った期間が通算して5年以上になる者(弁護士法第5条第1号)

司法修習生となる資格を得た後に自らの法律に関する専門的知識に基づいて弁護士法第5条第2号に列举された事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して7年以上になる者(弁護士法第5条第2号。いわゆる企業法務の担当者や公務員として一定の法律関係の実務経験を得た者。)

検察庁法第18条第3項に規定する考試を経た後に検察官(副検事を除く)の職に在った期間が通算して5年以上となる者(弁護士法第5条第3号)

及び の期間が通算して5年以上になる者、又は 、 の期間が通算して7年以上になる者(弁護士法第5条第4号)

弁護士の資格の特例に関する経過措置

弁護士法の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により、改正法施行の日前に旧弁護士法第6条第1項第2号(弁護士法旧々第5条第3号)に規定する職(いわゆる大学の教授、准教授)にあった者が、平成20年3月31日までに同職にあった期間が通算して5年以上となる者(弁護士法の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により弁護士法第5条から第5条の6まで規定の例)

2011年度の研修について

前期集合研修	2011年8月16日～17日(2日間) 刑事・民事裁判手続に関する研修
前期集合研修	同年8月29日～9月1日(4日間) 刑事・民事の概論研修、起案講評
実務研修	同年9月5日～9月30日の平日計139時間 東京の法律事務所での実務研修
後期集合研修	同年10月3日～7日(5日間) 起案の講評を中心とした集合研修

研修受講状況(2004年度～2011年度)

(単位:人)

		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	累計
	受講人数	50	21	24	26	23	19	18	9	190
	研修修了認定者数	47	18	22	20	21	17	16	9	170
受講者の内訳										
5条1号	国会議員	6	2	2	0	0	0	0	0	10
5条2号イ	企業法務	2	0	0	2	0	2	2	0	8
5条2号ロ	公務員	2	8	9	7	6	9	8	5	54
5条3号	特任検事	39	8	5	3	2	2	6	3	68
5条4号	国会議員+公務員	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	企業法務+公務員	1	0	1	0	2	0	0	0	4
附則3条2項	大学教授・准教授	0	2	7	14	13	6	2	1	45